

令和2年第2回市議会定例会 提出予定議案

令和2年第2回市議会定例会が、6月4日から18日まで開催されます(会期15日間)。この定例会に提出する条例の制定・改正案の概要について、市民の皆さんにお知らせします。

条例の制定・改正案

◆ 議案第45号

牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

担当/総務課

地方自治法の改正に伴い、市長等に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、職責その他の事情を考慮して国が定める基準額を上限額として定めるものです。

◆ 議案第46号

牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

担当/総合窓口課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止となるため、再交付手数料の規定を削除するものです。

◆ 議案第47号

牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

担当/医療年金課

後期高齢者であって被用者である者が新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われたことにより労務に服することができなくなった際に、茨城県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に関わる事務を当市において行うことができるよう追加するものです。

◆ 議案第48号

牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

担当/医療年金課

国民健康保険の被保険者であって、新型コロナウイルス感染症に係る療養をしたことにより給与等の収入が減少した被用者に対して、任意給付として傷病手当金を支給するために改正するものです。

◆ 議案第49号

牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

担当/医療年金課

高齢者の医療費の増加に伴う保険税の負担に係る公平性の確保を図るため、基礎課税の賦課限度額を2万円、介護納付金分の賦課限度額を1万円引き上げるとともに、軽減判定所得の基準を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るため、及び低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設し、譲渡に係る金額を所得割額の算定基礎に含めるため、改正をするものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免を実施するために、

◆ 議案第50号

牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

担当/高齢福祉課

介護保険法施行令の改正により、65歳以上の第1号被

保険者の住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い、第1所得段階から第3所得段階までを対象とし、介護保険料の軽減措置を実施するため改正するものです。これにより減額となる介護保険料については

約4700万円、費用負担は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となり、市負担額は約1175万円を予定しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免を実施するため改正するものであります。減免に要する費用に対して、国から特別調整交付金による財政支援がなされる予定です。

※議案については、追加または変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6月補正予算案

一般会計補正予算

現在の歳入歳出予算額に38億4622千円を追加し、予算総額を358億4784万円とするものです。主な内容は次のとおり。

【民生費】

◆ 民間保育園の運営を支援する
90万4千円【増額】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等利用

自粛による休園分の保育料還付に係る運営費負担金の増額

◆ 保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する
333万2千円【増額】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う給食費負担軽減補助金の増額。

【教育費】

◆ 小中学校のICT環境を管理する
2633万3千円【増額】

全児童、全生徒へのタブレットPC整備による機器借上料の増額。

◆ 自校式学校給食を運営する
510万円【増額】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校の臨時休業により発生した給食賄材料費キャンセル分の補助金の増額。

◆ 国民健康保険事業特別会計補正予算

現在の歳入歳出予算額に37億699千円を追加し、予算総額を79億1276万9千円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金の計上を行うものです。